

東京大学国際戦略企画室内規

令和 5 年 3 月 2 日

総 長 裁 定

改正 令和 6 年 3 月 2 8 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東京大学基本組織規則第 18 条の規定に基づく室として設置される東京大学国際戦略企画室（以下「室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 室は、学内各部局等と連携のうえ、本学における国際戦略を企画立案し、国際連携の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国際戦略の企画立案に関する業務
- (2) 国際連携の企画及び推進に関する業務
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第 4 条 室に、室長及び副室長を置く。

(室長)

第 5 条 室長は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

- 2 室長は、室の業務を総括する。

(副室長)

第 6 条 副室長は、室長が指名する者をもって充てる。

- 2 副室長は、室長を補佐する。

(海外事務所)

第 7 条 室に、南西アジア地域との国際連携及び同地域からの日本への留学生受入れを推進するための拠点として、東京大学インド事務所を置く。

(運営会議)

第 8 条 室に、第 3 条の業務に関する基本方針及び重要事項を審議するため、運営会議を置く。

- 2 運営会議の組織及び運営については、室長が別に定める。

(事務)

第 9 条 室の事務は、本部国際研究推進課の協力を得て本部国際戦略課が行う。

(補則)

第 10 条 この内規に定めるもののほか、室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

この裁定は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和6年4月1日から実施する。